7月5日间は

問合せ

選挙管理委員会事務局 ☎内線3411

郵便等による不在者投票ができます

郵便等投票ができる方

郵便等投票証明書の交付を受けている、身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介 護保険被保険者証をお持ちで、障がい等の程度が**表1**に該当する方。 ※表1・2ともに該当する方は、申請により代理人による代理記載投票ができます

郵便等投票証明書の申請方法

証明書をお持ちでない方は、郵便等投票証明書交付申請書(本人の署名が必 要)と身体障害者手帳・戦傷病者手帳・介護保険被保険者証を添えて申請して ください。

- ※持参の場合は、代理の方も可
- ※選挙日の直前は申し込みが集中し、交付が遅れることがありますので、早めの申請をお願
- ※申請書は荒川区ホームページからダウンロード可

郵便等投票の手続き

郵便等投票証明書を交付されている方に送付する案内に必要事項を記入し、 投票用紙等を請求してください。

郵便等投票ができる方

障がい等の区分	障がい等の程度	
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能	1・2級
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこ う、直腸、小腸	1・3級
	免疫、肝臓	1級~3級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹	特別項症~ 第2項症
	心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼ うこう、直腸、小腸	特別項症~ 第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護 5

表2 代理記載制度を利用できる方

障がい等の区分	障がい等の程度	※表1に該当する方が対象	
身体障害者手帳	上肢、視覚	1級	
戦傷病者手帳		特別項症~ 第2項症	

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和2年度の**後期高齢者医療保険料決定** 通知書は7月中旬以降に送付します

令和2年度の保険料について

保険料は、定額を負担する均等割額と 前年の所得に応じて負担する所得割額の 合計額です。

均等割額

被保険者1人当たり 4万4100円

所得割額

賦課のもととなる所得金額* ×所得割率8.72%

保険料額(年額)

100円未満切捨て (限度額64万円)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金 額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(雑損失の繰越控除額は控除しません)

均等割額の軽減

同一世帯の世帯主と被保険者の方 全員の所得の合計額が基準に該当す る場合は、表1の軽減が適用されます。

▶均等割額の軽減が見直されました 国により特例として実施されて きた、総所得金額等の合計額が 33万円以下の方の軽減は見直さ

表1 松配得令類竿の今計が下記に

33万円以下で被保険者全員が 年金収入80万円以下(その他 の所得がない)	
33万円以下で上記7割軽減の 基準に該当しない	/./5剖
33万円 + (28万5000円 × 被保険者の数)以下	5割
33万円+(52万円×被保険者の数)以下	2割

※65歳以上(令和2年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさ らに高齢者特別控除額15万円を差し引いた額で判定します

※世帯主が被保険者でない場合も、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります

● 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課の もととなる所得金額」をも とに、所得割額を表2のと おり軽減しています。

表2

武課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

※東京都後期高齢者医療広域連合独自 の軽減措置

● 被扶養者だった方の保険料

後期高齢者医療制度加入の前日まで会社の健康保険(国民健 康保険・国民健康保険組合は除く)の被扶養者だった方は、加 入から2年を経過する月までの間、均等割額が5割軽減されま す。所得割額はかかりません。

問合せ

れました。

▶制度全般に関すること ……………………… 東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター ☎0570(086)519

告

※ I P電話、P H S の方は☎03 (3222) 4496へ。出・旧・網等を除く午前9時~午後5時

▶そのほかの相談等 ………………………… 国保年金課後期高齢者医療係 ☎内線2391

広告内容の問い合わせは各事業所へ

不動産のことなら「ハトマーク」のお店へ



ハトマークは東京都宅建協会のシンボル

ハトマークは、「安心と信頼」のマークです。 宅建協会に加盟する不動産業者は、"安心"・"安全"をモットーに、 良質な住まいの提供に努めています。

不動産のお困りごと

売買・賃貸・借地・管理 空家の有効活用 などなど

また、不動産業の新規開業なら「ハトマーク」!! 手厚い開業支援サポートで皆様の開業を強力にバックアップします。

公益社団法人

東京都宅地建物取引業協会荒川区支部

支部事務局:荒川区町屋1-2-15

電話: 03-5855-0091 FAX: 03-5855-0093

お客様の未来をサボ・

~お気軽にご相談ください~

税理士法人)(行政書士法人)

税理士・司法書士・行政書士のプロ集団が総合力で対応します。

[日暮里総合事務所

荒川区西日暮里2-20-1ステーションポートタワー 306 (JR日暮里駅北口徒歩1分)